

高野伸生委員 同じく、福祉局に質問させていただきます。

本年は、戦後 70 年ということでございますが、福祉局の戦没者遺族等援護対策事業についてお伺いいたします。

沖縄のなにわの塔の慰霊追悼式と戦後 70 年平和祈念・大阪戦没者追悼式につきましては、先日、美延委員が質疑されておられますので、私のほうからは、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を取り上げたいと思います。

この特別弔慰金につきましては、さきの大戦の戦没者遺族に対して国としての弔慰の意をあらわすために、戦後 20 年から 10 年ごとの節目に支給されている。また、戦後 70 年においても特別弔慰金が継続支給されていると聞いておりますが、その概要についてお伺いいたします。

酒井福祉局総務部総務課長 お答えいたします。

委員御案内のとおり、特別弔慰金につきましては、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づきまして、国といたしまして、さきの大戦で国に殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々に、改めて弔慰の意を表すため、その遺族の方々に對しまして、戦後 20 年から 10 年ごとの節目の機会を捉えまして、国債の交付により支給されているものでございます。

今回、支給が予定されている特別弔慰金につきましては、戦後 70 年という節目に改めて今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国は戦没者を忘れないというあかしとして支給されるものでございます。

支給額につきましては、御遺族の高齢化等を踏まえまして、毎年の国債償還額を 4 万円から 5 万円に増額するとともに、交付方法につきましても、これまで 10 年償還の国債の 1 回交付だったところ、5 年償還の国債を 5 年ごとに 2 回交付することとして、現在、国において法改正の審議がなされているところでございます。本市といたしましては、法が改正されれば、制度周知を行うとともに、各区役所で請求の受付や国債の交付などの事務手続を行ってまいります。以上でございます。

高野伸生委員 戦後 70 年に当たりまして、国は今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いを新たにするとともに、戦没者の遺族に対して一層の弔慰を表すこととして、特別弔慰金の支給額を年 1 万円アップして 5 万円にするようであります。

現在、そのための法改正が国会において審議されているということでありますが、仮に 4 月に改正法が施行された場合、遺族の方はいつからいつまでに特別弔慰金の請求をできることになるのでしょうか。

また、特別弔慰金は国債で交付されるということでございますが、遺族の方はいつの時点で

償還を受けることができるのかお伺いたします。

酒井福祉局総務部総務課長 お答えいたします。

法改正がなされますと、遺族の方には、まず、5年償還の国債の交付請求を行っていただくこととなりますが、その請求期間につきましては、法施行日から3年間となっております。

また、償還のスケジュールにつきましては、まだ国から具体的に示されておりませんが、前回の例によりますと、遺族の方は交付請求を行った後、ことしの27年10月1日に発行される国債を受け取るようになります。実際に1回目の特別弔慰金5万円が支給されるのは翌平成28年6月15日からで、2回目以降も毎年6月15日以降に5万円の償還金が支給される見込みとなっております。以上でございます。

高野伸生委員 今お聞きしますと、請求期間は3年で、第1回の支給が来年の6月以降になるとのことです。

特別弔慰金は、遺族の方からの請求がなければ支給されない制度ではありますが、制度の中身を遺族の方にちゃんと理解してもらい、期間内に請求していただくことが肝要であります。そのためにも、制度の周知が最も大事であるかと考えます。

特別弔慰金の支給が決定された場合、本市における受け付け件数はどれぐらいになるのでしょうか。また、どのように周知されるのかお伺いたします。

酒井福祉局総務部総務課長 お答えいたします。

今回の特別弔慰金に係る本市での受け付け件数といたしましては、前回の戦後60年時の特別弔慰金の受け付け件数をもとに推計しますと、約2万件になる見込みでございます。

周知の方法といたしましては、国が行う予定であります新聞各紙やテレビ、ラジオによる政府広報に加えまして、本市といたしましては、遺族会の方々に適時説明を行うとともに、各区の広報紙、ホームページ等を活用するなどして、遺族の皆様へ情報が届くように努めてまいります。以上でございます。

高野伸生委員 特別弔慰金は、遺族年金等を受給されていた遺族の方が亡くなられた場合支給されるほか、これまで特別弔慰金を受けておられた方が亡くなられた場合にも親族に引き継がれることから、周知については十分に行っていただきたいと思っております。

また、戦後70年を迎え、遺族の方は大変御高齢となってきており、終戦時10歳の方は、今もう80歳に達しているわけです。私は、大阪市遺族会の参与を務めさせていただいておりますけれども、残念なことだが年々会員の方も少なくなっており、危機感すら募っております。

戦争の残酷さや悲惨さを身を持って伝えるのは、まさにこうした遺族の方々であります。遺族の方々から実際の体験に基づく話をしっかり聞くことで、より心に刻まれるはずであります。さきの大戦の記憶は次第に薄れてきている中、遺族の方々の協力を得て、次世代へしっかり伝えていこうとする戦後 70 年の取り組みについては大変喜んでおられると思いますけれども、期待もされており、とても重要であると考えております。昨年のお阪市戦没者追悼式にも参列させていただきましたけれども、この戦後 70 年の取り組みが今後とも意義あるものとなるように、遺族会の方々の意見も十分聞いていただいて、ぜひこの取り組みに強く取り組んでいただきますように強く要望して、この質疑を終わります。